

弓船専総第 1 7 4 号

令和 8 年 1 0 月 6 日

関係機関の長 殿

弓削商船高等専門学校長
内 田 誠
(公印省略)

教員の公募について（依頼）

1. 職名及び定員 教授、准教授又は助教 1 名
(職名は、経歴・業績等を考慮して決定します。)
2. 所属学科 創造工学科
3. 専門分野 機械工学
4. 担当科目 機械工学分野の科目
機械工学分野を中心とした専門科目（実験・実習を含む）及び卒業研究など
5. 応募資格 次の(1)～(3)のいずれにも該当する方
 - (1) 博士の学位を有する方または着任時までに取得見込みの方（着任時に博士の学位を有していない場合は 3 年の任期付き助教として採用し勤務成績及び勤務態度が良好かつ任期中に博士の学位を取得した場合は任期を解除します。なお、任期は 2 年間延長する場合があります）
 - (2) 高等専門学校の教育・研究に熱意を有し、担任業務、学生指導、寮生指導（寮の宿日直等）、課外活動等の教育業務や公開講座、出前授業などの地域貢献にも積極的に取り組める方
 - (3) 特定性犯罪前科がない者
6. 採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日までのできるだけ早い時期
7. 提出書類
 - (1) 履歴書
 - (2) 修士又は博士課程在籍者は、修士又は博士課程の在籍証明書

修士又は博士号取得者は、修士又は博士号学位記の写し
 - (3) 著書・論文等一覧（口頭発表も含む）
 - (4) 主要著書・論文等の概要

- (5) 主要著書・論文の別刷（5 件以内）
- (6) 教育業績一覧（校務内容、課外活動等）
- (7) 外部資金・社会連携等の状況
- (8) 企業等における業績一覧（企業、法人等からの応募の場合）
- (9) 高等専門学校での教育と研究に関する抱負
- (10) 推薦書（自薦を含む）1 通（A4 判任意様式）
（※自薦の場合には連絡の取れる方を併せて記載すること）
- (11) 誓約書
（必要書類の様式は弓削商船高等専門学校のホームページを参照してください。<https://www.yuge.ac.jp/saiyou>）

8. 応募締切

令和 8 年 12 月 24 日（木）17：00 必着

9. 選考方法

- (1) 1 次選考：書類審査
 - (2) 2 次選考：面接及び模擬授業
- ※ 面接の際の旅費等は自己負担となります。

10. 提出方法

メール提出 提出書類(1)、(3)、(4)、(6)～(9)

※ 提出書類(1)は自署・押印したものを PDF にて提出してください。

提出先：jinji@yuge.ac.jp

郵送提出 提出書類(2)、(5)、(10)、(11)

送付先：〒794-2593 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削
1000 番地

弓削商船高等専門学校総務課人事係

※ 応募書類は、封筒に「創造工学科教員（機械工学）応募書類在中」と朱書のうえ、簡易書留で郵送のこと。なお、原則として提出書類は返送いたしません。

11. 問い合わせ先

弓削商船高等専門学校

創造工学科長 瀬濤 喜信（せとう よしのぶ）

T E L：（0897）77－4655（直通）

Email：setou@yuge.ac.jp

12. その他

(1)独立行政法人国立高等専門学校機構弓削商船高等専門学校は男女共同参画を推進しており、業績（教育業績、研究業績、社会的貢献、人物を含む。）の評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用します。

(2)応募者から取得する個人情報、弓削商船高等専門学校の教員選考に使用するものであり、その他の目的には使用しません。

(3)本人の意向を踏まえ、高専間での異動を行う場合があります。

(4)業務従事に当たっては、令和 8 年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙 3－2（参照条文）をご参照ください。

以上

弓削商船高等専門学校の教員が携わる授業以外の職務概要について

本校は、「柔軟に対応できる人材」「独創性のある人材」「高い倫理観を持った人材」の育成を教育方針に掲げ、大学とは異なる特色ある高等教育機関として「瀬戸内の拠点校」となることを目指しております。

このことから教員が携わる職務は、幅広い学生の年齢層（本科：15 歳～20 歳、専攻科：20～22 歳）に対応するため、教育、研究、学校運営のみならず学生指導や地域貢献等多岐にわたります。

教員には授業（実験実習等を含む）や研究以外に、以下のような様々な職務に就いて頂きます。

（１）学級担任

学級担任は、1 学級 40 人程度の学生に対し学級運営を通じて勉学や生活指導を行うだけでなく、個々の学生に応じた生活全般にわたるきめ細かな指導を行って頂きます。ホームルーム、教室清掃の指導、校内体育大会や商船祭など各種行事での学生指導はもちろん、学生一人ひとりに寄り添い、保護者や他の教職員と協力して成長を手助けすることが求められます。

（２）主事補、委員会委員、センター・室員

学校運営のために、校長の補佐として教務、学生、寮務、広報の 4 主事と企画・評価、研究の 2 副校長が置かれています。各主事には主事補が配置され、主事の指示に従って職務を遂行します。また、様々な検討課題を審議するために各種委員会があります。さらに、高等教育機関としての教育・研究や社会貢献を目的として、各種センターや室等が設置され、それぞれに課せられた職務にあたっています。こうした主事補、委員会委員、センター員や室員としても活躍して頂きます。

（３）教育、研究、地域貢献

高専の教員は、教育、研究、社会貢献に積極的に取り組み、その成果を社会に還元することが求められており、本校のセンター員や室員としてだけでなく、自身の知見や能力を大いに発揮することが期待されています。

（４）クラブ指導

原則として全教員がクラブ等の顧問に就いて頂きます。日常的な課外活動指導をはじめ、大会や練習試合の引率、合宿時の指導などを行って頂きます。また、各種コンテスト、商船祭、高専体育大会（地区大会・全国大会）、総合文化祭などの担当校（主管校）を担った場合は、そうした運営にも携わって頂きます。

（５）学生寮の宿日直

高専において学生寮は非常に重要な教育施設であり、学生の人間力向上にも貢献するものと社会から認識されています。本校では、原則として全教員が学生寮の宿直（平日・土・日・祝祭日）又は日直（土・日・祝祭日）に割り当てられており、学生の生活指導に当たって頂きます。

本校へのアクセス

本校が所在する弓削島は瀬戸内に浮かぶ自然豊かな島です。

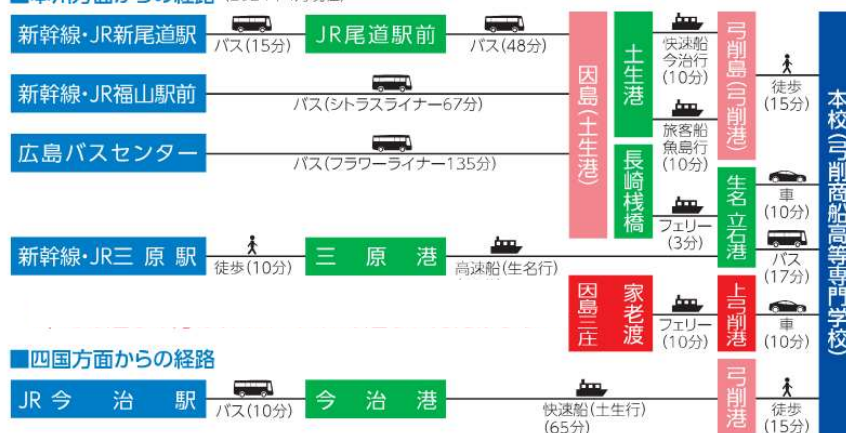
近郊の主要都市からアクセス手段も豊富で、通勤も可能です。

◆ 弓削商船高等専門学校アクセスマップ



◆ 経路

■ 本州方面からの経路 (2024年4月現在)



< 自家用車での近郊都市からの所要時間 >

広島県尾道市から 約 50 分

広島県三原市・福山市・愛媛県今治市から 約 1 時間

< 上島町 HP > 上島町へのアクセス >



誓 約 書

令和 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

本人現住所

氏 名

(署名)

年 月 日 生

私は、貴校の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 私は、裏面記載の、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第 2 条第 7 項第 6 号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

- イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
- ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
- ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

愛媛県迷惑行為防止条例（昭和 38 年 10 月 11 日愛媛県条例第 35 号）（抄）

（卑わいな行為の禁止）

第 4 条 何人も、公共の場所にいる者又は公共の乗物に乗っている者に対し、その性的羞恥心を著しく害し、又はその者に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から、又は直接身体に触れること。
 - （2）衣服等で覆われている下着又は身体（以下「下着等」という。）を見ること。
 - （3）前号に掲げる行為をしようとして下着等をのぞき込み、又は下着等が見える位置に鏡等を差し出し、若しくは置くこと。
 - （4）衣服等で覆われている下着等の映像を記録する目的で、写真機その他の撮影する機能を有する機器（以下「写真機等」という。）を置き、又は向けること。
 - （5）前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でいるような場所において当該状態でいる者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
- （1）当該状態でいる者の姿態を見ること。
 - （2）当該状態でいる者の姿態の映像を記録する目的で写真機等を置き、又は向けること。
- 3 何人も、集会場、事務所、教室その他の特定かつ多数の者が利用するような場所にいる者に対し、第 1 項に規定する方法で、同項第 4 号に掲げる行為をしてはならない。

愛媛県青少年保護条例（昭和 42 年 10 月 6 日愛媛県条例第 32 号）（抄）

（不純な性行為等の制限）

第 9 条の 2 何人も、青少年に対し、不純な性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

※第 2 条第 7 項第 6 号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和 7 年政令第 440 号）（抄）第 2 条及び附則第 2 項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。